

「健康宣言」から始める「健康経営」

事業所まるごと健康宣言

「健康経営」とは・・・

社員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に社員の健康づくりに取り組むことで従業員の健康増進と生産性向上を目指す経営手法。

*「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

✨ 健康経営に期待される4つの効果 ✨

●従業員の業績向上



従業員が本来のパフォーマンスを発揮
モチベーション業績の向上

●離職率の低下



労働環境の改善
働きやすい職場
離職率の低下

●企業ブランド価値の向上



従業員の健康に配慮している企業としてアピールできる
労働市場で優位となる

●医療費の軽減



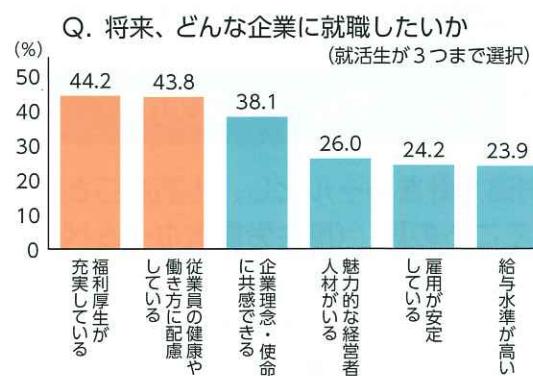
生活習慣病の発症や重症化を予防
医療費の軽減

■選ばれるのは

「社員を大切にする会社」

就活生が就職先に求めるもの、それは「福利厚生」「健康や働き方への配慮」です。

健康経営に取り組むことにより、今いる社員を守るだけでなく、リクルート効果が期待できます。



出典:経済産業省「健康・医療新産業協議会第1回健康投資WG」資料より抜粋

私たちも取組んでいます!

香川県商工会議所連合会／香川県商工会連合会
香川県中小企業団体中央会／(一社)香川経済同友会

香川県



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

取組項目と具体例

自社の取組状況をチェック して確認しましょう！

①定期健診の受診（全従業員・事業主が毎年）



- 年1回、全従業員が、法令に従い「定期健康診断」を受診する。
(夜勤従事者は年2回)
- 35歳以上の従業員は、協会けんぽが案内する生活習慣病予防健診（定期健康診断+がん検診）を推奨する。
- 事業主自らも、年1回、健診を受診する。

協会けんぽ香川支部キャラクター



②特定保健指導の利用



- 特定保健指導対象の従業員が必ず保健指導を受けられるよう配慮する。
※特定保健指導とは、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が大きく期待できる方に対して、協会けんぽの保健師や管理栄養士が事業所を訪問し、生活習慣の改善をお手伝いするものです。

以下③～⑥のうち1つ以上の取組必須

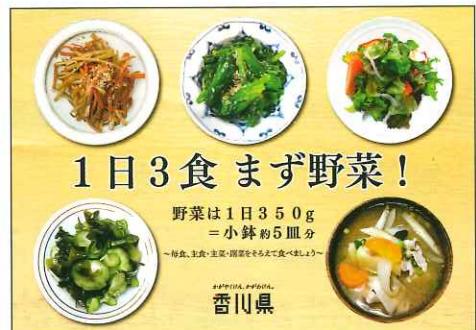


③運動機会の創出

- 事業所ぐるみでラジオ体操やストレッチを実施する。
- 階段利用をポスター等で働きかける。
- かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」の企業登録を利用する。

④食生活の改善

- 事業所内の自動販売機の充填物を無糖やトクホ等に変更する。
- 食堂や弁当のメニューを健康に配慮した内容にする。



⑤メンタルヘルス対策

- 対応方針をルール化し、相談窓口と担当者を設置する。
- 「こころの耳」（厚生労働省ホームページ）を利用する。
- 公的相談窓口を利用する。※
- ストレスチェックを実施し、職場改善を図る。
- 適宜、部下、同僚に声掛けをする。
- コミュニケーションの促進を図る。

※メンタルヘルスの公的相談窓口

香川県精神保健福祉センター	087-833-5560
小豆総合事務所	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所	0879-29-8263
中讃保健福祉事務所	0877-24-9963
西讃保健福祉事務所	0875-25-2052
高松市保健センター	087-839-3801
(独) 労働者健康安全機構	087-813-1316
香川産業保健総合支援センター	

⑥禁煙・受動喫煙対策

- 建物内や敷地内の禁煙を実施する。
- 社用車を禁煙にする。
- 禁煙外来の受診勧奨や費用補助を行う。

□ ⑦健診結果データの提供

※健診機関から結果データを直接協会けんぽに提供するために、事業主の同意書を提出してください。
(生活習慣病予防健診を受診している方を除く) ②特定保健指導の利用に必要となります。
事業主は、保険者からの求めにより、対象者の健診結果を提供する義務があります。
(高齢者の医療の確保に関する法律 第二十七条)



□ ⑧健診結果による医療機関への受診勧奨

- ・健診受診の結果、再検査や治療が必要と判定された従業員に対し、医療機関への受診を勧奨する。

□ ⑨従業員へのがん検診受診勧奨

- ・協会けんぽの生活習慣病予防健診（各種がん検診が含まれる）を利用する。
- ・市町が実施するがん検診を受診するよう働きかける。

□ ⑩家族の健診受診勧奨

- ・従業員の家族（40歳以上）に対して、特定健診やがん検診（子宮頸がん検診は20歳以上）を受診するよう働きかける。

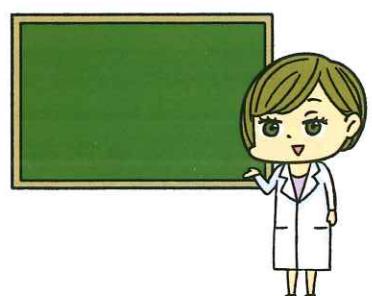
□ ⑪仕事と生活のバランス（ワークライフバランス）の推進

- ・定時退社を実践する。
- ・ノー残業デーを決め、実践する。
- ・時間外労働等の状況を把握し、時間外を減らす目標や対策を立てる。
- ・長時間労働者に対し、産業医の面接を実施する。
- ・年次有給休暇の取得を推進する。
- ・傷病を抱える従業員が就労を継続できるよう、勤務時間や業務内容を配慮する。
(病気の治療と仕事の両立支援)
- ・女性の健康保持・増進に向けた取組を実践する。



□ ⑫感染症予防

- ・インフルエンザ等の予防接種の勧奨・費用補助を行う。
- ・出勤時、健康観察を実施する。
- ・手洗い・手指消毒を励行する。



□ ⑬従業員に対する研修

- ・「健康出前講座」等を活用し、ヘルスリテラシーの向上を図る。

「事業所まるごと健康宣言」の流れ

①宣言

「事業所まるごと健康宣言書」に記入し、協会けんぽへFAXで提出

協会けんぽが健康経営の取組状況を確認し、サポートします

②取組

裏面の各項目や事業所独自の取組を実践する

取組を深化

③報告

年1回取組内容について報告する
(協会けんぽ香川支部へ報告)

「健康経営取組の証」
を発行します (初年度のみ)



④表彰

優れた取組を行った事業所を選考し
表彰します (知事賞・支部長賞)



知事賞・支部長賞表彰式（令和3年3月）

－優良な健康経営事業所を日本健康会議が認証する制度－

★★★「健康経営優良法人」★★★

「事業所まるごと健康宣言」の取組をステップアップして、
健康経営優良法人の認定を目指しましょう！

健康経営優良法人の認定を受けると…

ロゴマークをPRに活用できます



求人に
取引先に
従業員に

優良企業で
あることを
アピールできる！

詳細については、

健康経営優良法人

検索

※「健康経営優良法人」は、日本健康会議による認定制度です。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階
087-811-0570 (代表)

事業所まるごと健康宣言書

わが社は、法令等を遵守し、従業員の健康づくりを支援する健康経営に取組むことを宣言します。

《健康宣言取組項目》

- ①健診受診率100%を目指します
 ②特定保健指導実施率100%を目指します (対象者がいた場合)
 職場の健康づくりに取り組みます

以下から1項目以上を選んでチェックを入れ、具体的な内容を記入してください

- [③運動機会の創出 ⑤メンタルヘルス対策
 ④食生活の改善 ⑥禁煙・受動喫煙対策]

選択した項目の具体的な内容

必須項目

任意項目

- 必須項目以外の独自取組の実施 (独自の取組があれば記入してください)

独自取組の具体的な内容

事業所所在地 〒 -

宣言書記入日： 年 月 日

事業所名称

事業主氏名

電話番号

健康づくり担当者

保険証の記号

該当する項目にチェックをいれてください

●健康宣言のきっかけ

- パンフレット等を見て 保険会社の紹介 取引先・知人からの紹介 その他 ()

●健康経営優良法人の認定を… 目指します 目指しません 未定

●健康宣言事業所として協会けんぽホームページ等への掲載を希望しない場合はチェックをいれてください

- 掲載を希望しない